



鳥取県公報

平成 26 年 11 月 4 日 (火)
第 8 6 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除 (770) (森林づくり推進課) 2
	保安林の指定予定 (771) (〃) 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (772) (西部総合事務所地域振興局) 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (773) (東部福祉保健事務所) 3
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 6

告 示

鳥取県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市大篠津町字安田385の4（次の図に示す部分に限る。）、385の46、385の47
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
社会福祉施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第771号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字前地576の2、字古田1107の2、1109の1
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第772号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成26年

12月23日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年11月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成26年10月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奥大山倶楽部
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
雨宮 達樹
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡江府町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、人口の減少や経済規模の縮小により、活気が失われつつある地域に対して、移住定住の促進、空き家・廃校・遊休地などの利活用、その他まちづくりに関する包括的な事業及び、行政機関の支援に関する事業を行い、住民主体の活気あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第773号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月4日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
愛真ケア株式会社	愛真ケアプラン事業所	鳥取市岩倉250-12	平成26年10月27日

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成26年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験 平成27年1月22日（木）午前10時から正午まで
 - (2) 実技試験 平成27年1月22日（木）午後1時から
- 2 試験の場所
倉吉市小田458 倉吉市立伯耆しあわせの郷
- 3 受験資格を有する者
次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

ただし、調理師免許証を有している者は、公衆衛生学、食品衛生学は免除する。

5 受験願書の受付期間

平成26年12月8日（月）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部生活環境事務所又は鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄するもの（以下「生活環境局等」という。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事していることを証する書類
- (4) 3(3)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し等）
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類なお、学校卒業時と氏名が変わっている場合は、事実の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成27年2月5日（木）に生活環境局等において掲示するとともに、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（以下「くらしの安心推進課」という。）のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。また、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 合否基準

学科試験、実技試験ともに合格基準を満たした者を合格とする。

(1) 学科試験

原則として、試験の全科目の合計得点（ただし、調理師免許証を有している者は、衛生関係法規、ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識の合計得点）が満点の6割以上である者を合格とする。ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点の3割を下回る者は、不合格とする。

(2) 実技試験

原則として、満点の8割以上である者を合格とする。ただし、得点が8割以上であったとしても、次のア～ウのいずれかに該当する者は、不合格とする。

ア 毒性臓器の鑑別において、卵巣又は精巣の正確な鑑別ができていない場合

イ 毒性臓器の鑑別において、肝臓の正確な鑑別ができていない場合

ウ 処理後の筋肉に有毒部位が付着している場合

12 その他

(1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間にくらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課 鳥取市東町一丁目220 (0857-26-7284)

東部生活環境事務所 鳥取市立川町六丁目176 (0857-20-3678)

中部総合事務所生活環境局 倉吉市東巖城町2 (0858-23-3157)

西部総合事務所生活環境局 米子市糺町一丁目160 (0859-31-9321)

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年11月4日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者

経験者講習	平成26年12月5日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の 管内に居住する者
	平成26年12月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月4日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 業務の期間
平成26年12月26日から平成27年2月12日まで
- (4) 履行場所
落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）
- (5) 契約金額
入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車輛・船舶及び航空類の船舶部品及び修理であること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年11月17日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成26年11月4日（火）から同年12月15日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付令第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。
- (5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。
- (6) 平成11年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒684-0043 境港市竹内町925
鳥取県立境港総合技術高等学校
電話 0859-45-0411
- (2) 競争入札参加資格者の審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書等の交付方法
ア 交付期間及び交付時間
平成26年11月4日（火）から同月14日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月17日（月）の午前9時から正午までとする。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成26年12月8日（月）午後1時30分
イ 場所
(1)に同じ。
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いと明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年12月15日（月）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日（金）午後5時までとする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成26年11月25日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取規則第108号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru , 1 set

(2) November 25, 2014 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 15, 2014 1 : 30PM : Time-limit for submission of tenders

December 12, 2014 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School

925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi 684-0043 Japan TEL : 0859-45-0411